

製造業者・農業者のみなさんへ

新商品の開発・販路拡大等に取り組む事業者を応援します！



令和7年度所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金

◆概要

市内事業者が、新製品やサービスの開発、新たな販路の開拓等を行う際に係る経費の一部を補助します。

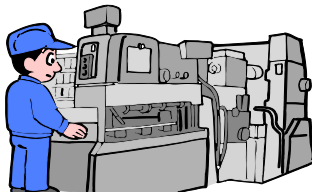
＊補助対象事業により連携要件の有無が異なります。

◆補助対象事業・補助率等

事業		補助要件	限度額（補助率）
産業財産権取得事業		開発した産業財産権の出願に係る費用	30万円 （補助対象事業費の1/2）
販路開拓事業	宣伝等 「連携事業」	事業者が連携して行う新規取引先の開拓や宣伝等の費用	30万円 （補助対象事業費の1/2）
	設備改修等	新規に開拓した取引先の需要に応えるための既存設備の改修等に係る費用	100万円 （補助対象事業費の1/2） ※経営革新計画承認事業者は 150万円
	展示・商談会出展 「連携事業」	事業者が合同で展示商談会へ出展するための費用 （小間数が100を超えるものであって市長が認めるものに限る。）	10万円 （補助対象事業費の1/2） ※所沢商工会議所が取りまとめる 展示商談会は1者ごと 10万円 ※海外で開催される展示商談会は 50万円
新たな製品・技術・サービスの開発事業		新製品等の開発等に係る費用	30万円 （補助対象事業費の1/2） ※試作品及び製品の作成のための設備の改修、更新、新設を行う場合は 100万円 （経営革新計画承認事業者は 150万円 ）
人材育成事業 「連携事業」		経営を担う人材がグループで行う事業展開に係る研究会等に係る費用	30万円 （補助対象事業費の1/2）

※「連携事業」の要件については、ウラ面をご覧ください。

◆対象となる事業と費用の例

【産業財産権取得事業】 ～経営資源を守るために～ ・開発した製品や技術の特許を出願する際の出願手数料・弁理士報酬等。 	【販路開拓事業】 ～製品等のアピールに～ ・販路拡大のため共同で作成した HP の作成費。 ・グループで実施するイベント用販促チラシやのぼり旗などの作成費。 ・展示商談会に合同出展する際の小間料、装飾費、運搬料、外国語資料作成費、通訳派遣費。 ・新規に開拓した取引先の需要に応えるための設備の改修、更新、新設等を行なうための費用。
【新製品・技術・サービス開発事業】 ～研究・試作・設備投資に～ ・新たな製品や技術、サービスを開発するための試作品の材料費、作成委託費、研究機関への研究委託費等。 ・試作品や新製品の生産にかかる設備の改修、更新、新設等を行なうための費用。 	【人材育成事業】 ～幹部社員のネットワークづくりに～ ・共同で勉強会、研究会等を行う際の講師謝礼、会場借料、教材費。 

＜申請できる方＞

- ・製造業又は農業を営む中小企業者（連携事業の場合はその代表者）。
- ・市内に本店の登記がされている法人又は本市の住民基本台帳に住民登録がある個人。
- ・事業を引き続き 1 年以上営んでいること。
- ・許可、認可、登録等が必要な事業にあってはその許認可等を取得していること。

＜連携事業の要件＞

- ・製造業又は農業を営む中小企業者（市内に本社等を有する者）が参加していること。
- ・事業に参加する事業者の 2 分の 1 以上が、市内事業者であること。
- ・2 者以上が連携して行っている事業であること。

※農業者の場合は、市内で生産された農産物を加工する方を対象としています。

◆募集期間

1 次募集 令和 7 年 4 月 10 日～令和 7 年 6 月 30 日

2 次募集 令和 7 年 7 月 22 日～令和 7 年 9 月 22 日

3 次募集 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 2 月 27 日

※1 次募集で予算額に達した場合、2 次募集以降は行ないません。

※2 次募集で予算額に達した場合、3 次募集は行ないません。

※3 次募集は、令和 8 年 2 月末日 まで随時受付・審査を行い、予算がなくなり次第、募集を終了します。

◆審査

主に経済波及性、事業発展性、財務健全性、実現可能性を基準に審査を行ない、補助対象事業を選定します。

※審査の際、環境への配慮、DX 推進、経営革新、若者雇用促進、事業継続に取り組む事業者に加点をします。

◆詳しくは募集要領をご確認ください。

ご相談・お問合せ先： 所沢市 産業経済部 産業振興課
〒359-8501 所沢市並木 1 - 1 - 1（市役所別館）
電話：04-2998-9157(直通) FAX：04-2998-9162
E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp

